等級ごとの職員数について（令和2年4月1日現在）

行政職給料表

級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合　計		内　訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職　名	（人）	（人）	（%）	段 階
1　級	定型的な業務を行う職務	20	10．0	主　　事	10	57	28．5	係員級
				保　育　士	5			
				栄　養　士	1			
				保　健　師	1			
				教　　諭	3			
2　級	主任、困難な業務を処理する主事の職務	37	18．5	主　　任	37			
3　級	係長、困難な業務を処理する主任の職務	40	20．0	係　　長	40	40	20．0	係長級
4　級	課長補佐の職務	36	18．0	課長補佐	36	70	35．0	課長補佐級
5　級	企画監、主幹、困難な業務を処理する課長補佐の職務	34	17．0	企　画　監	0			
				主　　幹	18			
				課長補佐	16			
6　級	理事、参事、支所長、総務課長、次長、課長、局長、所長、館長、園長 高度な業務を処理する企画監の職務	33	16．5	参事兼支所長	2	33	16．5	課長級
				総務課長	1			
				次　　長	1			
				課　　長	17			
				局　　長	1			
				所　　長	7			
				園　　長	3			
				会計管理者	1			

※ つるぎ町職員の給与に関する条例第5条第2項の規定による、級別標準職務表において級を決定されない職員（ 特別職職員、企業職職員［病院職員］、技能労務職員、その他会計年度任用職員 ）を除く。

※ 再任用短時間勤務職員　2級17名